事　務　連　絡
令和２年５月 29 日

関係各研究機関代表者　殿

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

競争的研究費における制度改善について（通知）

我が国の研究力向上に向け、文部科学省が発表した「研究力向上改革 2019」（平成 31 年４月 23 日）や、総合科学技術・イノベーション会議にて決定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月 23 日）においては、研究「人材」、「資金」、「環境」の改革を大学改革と一体的に進め、競争的研究費制度の見直しを行うこととしております。この一環として、今般、別添のとおり、各申し合わせを決定しましたのでお知らせいたします。

実施に当たり、研究機関におかれましては、各競争的研究費制度において定めているルールを確認のうえ、必要な検討を行っていただきますようお願いします。

記

１．　競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年２月１２日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添１参照。）により、令和２年度から、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能としました。

２．エフォート管理の運用統一について

各資金配分機関においてエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることにより生じる事務負担を軽減するため、「エフォート管理の運用統一について」（令和２年３月 31 日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）（別添２参照。）により、令和２年度からエフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォ

ート管理の拡大を推進します。

３．複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）

複数制度の研究費の合算により共用設備を購入することについては、これまで一部の競争的研究費制度で可能としていましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（令和２年３月 31 日資金配分機関及び所管関係府省に関する申し合わせ）（別添３参照。）により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、令和２年度より、研究費の合算使用が可能な対象制度を拡大しました。

４．競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和２年５月 22 日）（別添４参照。）により、研究活動に従事するエフォートに応じ、PI 本人の希望により、直接経費から PI の人件費支出を可能としました。これにより、研究機関は、PI の人件費として支出していた財源を、機関の裁量により、PI の研究パフォーマンス向上や機関の研究力強化に資する取組に活用することが可能となります。

５．競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和２年５月 22 日）（別添５参照。）により、PI 本人の希望により、直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能としました。これにより、研究者が研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

別添１：「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年２月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
別添２：「エフォート管理の運用統一について」（令和２年３月 31 日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
別添３：「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（令和２年３月 31 日資金配分機関及び所管関係府省に関する申し合わせ）

別添４：「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和２年５月 22 日）

別添５：「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和２年５月 22 日）

【問合せ先】

文部科学省 研究振興局 振興企画課
競争的資金調整室 企画調整係
e-mail：kenkyuhi@mext.go.jp
TEL：03-5253-4111（内線：3828,4014）

※　各競争的研究費制度に関することは、各制度担当までお問い合わせください。

別添１

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

令和２年２月１２日
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

１．趣旨

科学技術イノベーションを支える人材力を強化するためには、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが重要である。

科学技術イノベーションを担うのは「人」であり、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国において若年人口の減少が進んでいる中、博士課程進学者が減少傾向にあるなど、将来各分野において優秀な研究者の確保が困難になることが予想される。こういった情勢の中、科学技術イノベーション人材の質の向上、能力の発揮が一層重要になってきており、競争的研究費においても若手研究者の育成・活躍促進の観点から制度改革の推進が求められている。本件は若手研究者の研究能力を高め、優れた若手研究者に対して、競争的研究費において雇用されつつ独立した自由な研究環境の下での活躍を推進するものである。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を実施することにより、若手自身の能力向上のみならず、元々のプロジェクトの発展への寄与、研究ネットワークの拡大、将来の不安の解消によるモチベーションの向上、キャリアパスとしてプロジェクトが位置付けられ、優秀な人材の確保に繋がる。こうして当該分野の若手研究者を育成、確保することは、雇用元のプロジェクトひいては我が国の研究全体の発展に資するものである。

２．実施の概要

競争的研究費で雇用されている若手研究者は、当該プロジェクトに従事し、他の研究活動を実施する場合には、当該プロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要であるが、現状では他からの財源が確保できない場合があり、一部の実施のみにとどまっている。

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、各競争的研究費制度の目的等に人材育成が含まれる旨を明記し、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能とする。

なお、適用に当たっては、プロジェクトの執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下、「PI 等」という。）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援することとする。

３．対象制度

競争的研究費における各制度とする。

４．対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

（１）民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの PI 等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）

（２）40 歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40 歳以上を対象とすることを可能とする）

（３）研究活動を行うことを職務に含む者

５．実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

（１）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること

（２）PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること

（３）PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする）

６．従事できる業務内容

上記５の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

７．実施方法

本実施方針に基づく自発的な研究活動等の実施方法については、以下のとおりとする。

（１）公募要領等の記載

各競争的研究費制度の公募要領等において、各制度の目的等に人材育成が含まれる旨とともに、本実施方針に基づき、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動等に充当することが所属研究機関からの承認が得られた場合、可能である旨を記載する。

（２）若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

（３）申請方法

申請に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

なお、配分機関の求めに応じ、PI 等は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、当該プロジェクトの実施計画等にその旨を記載する。

（４）活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

（５）活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が５．の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

８．配分機関による対応

配分機関は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、５．の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることができる。

９．フォローアップ

内閣府は各府省の進捗状況を把握し、公表するとともに、未対応の制度については、連絡会にてフォローアップしていく。

10．関係法令との関係

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用される競争的研究費において、本方針に基づく若手研究者の自発的な研究活動等を実施することについては、同法第 11 条により制限される他の用途への使用には当たらない。

11. その他

本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じFAQを作成する等で対応することとする。

12. 適用開始日

本方針は、令和２年４月以降、新たに公募するものから適用する。

以上

自発的な研究活動等の承認申請手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

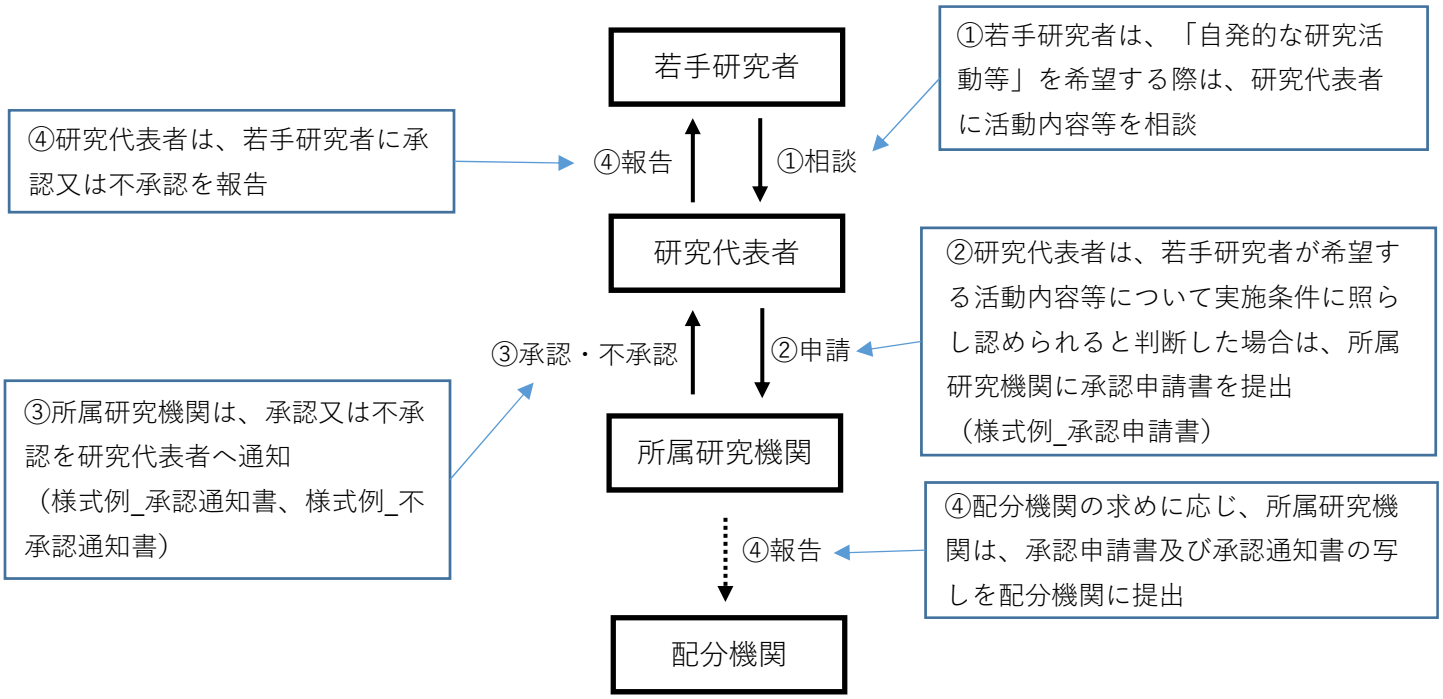

自発的な研究活動等の変更承認申請手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

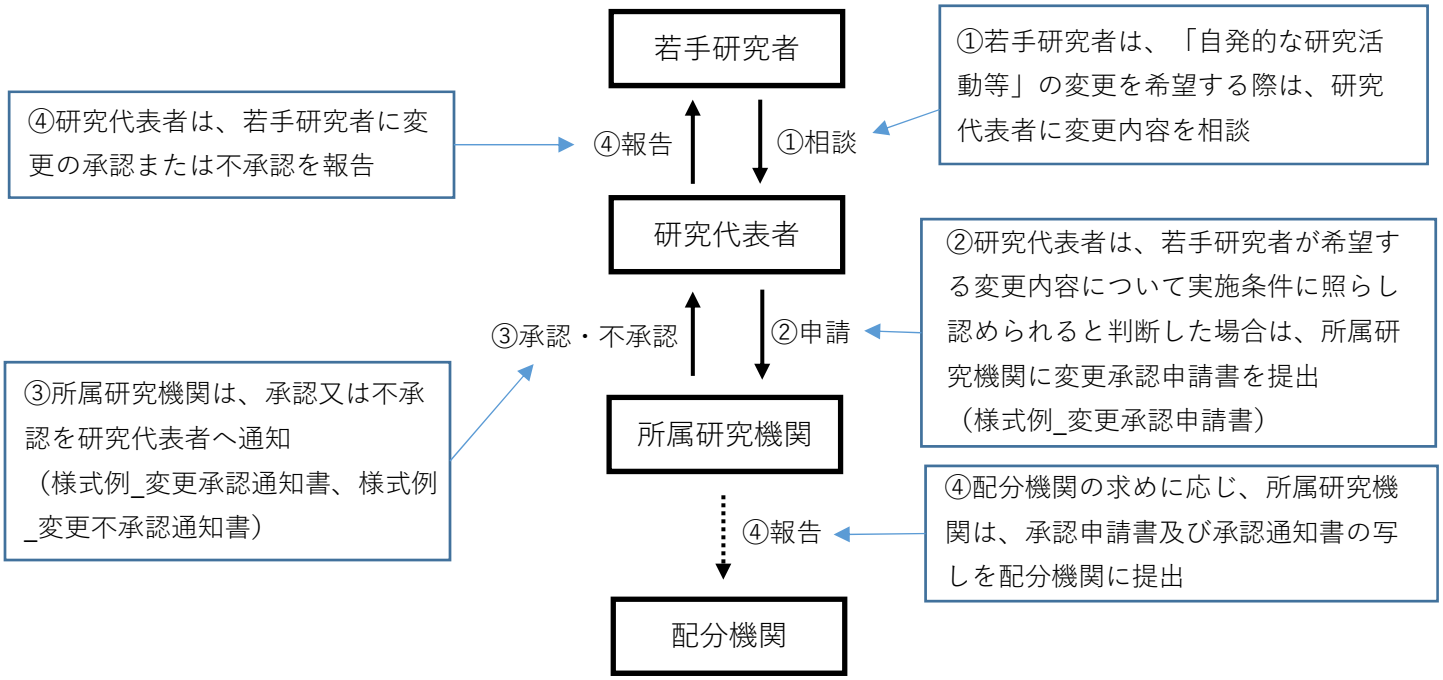

自発的な研究活動等の活動報告手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

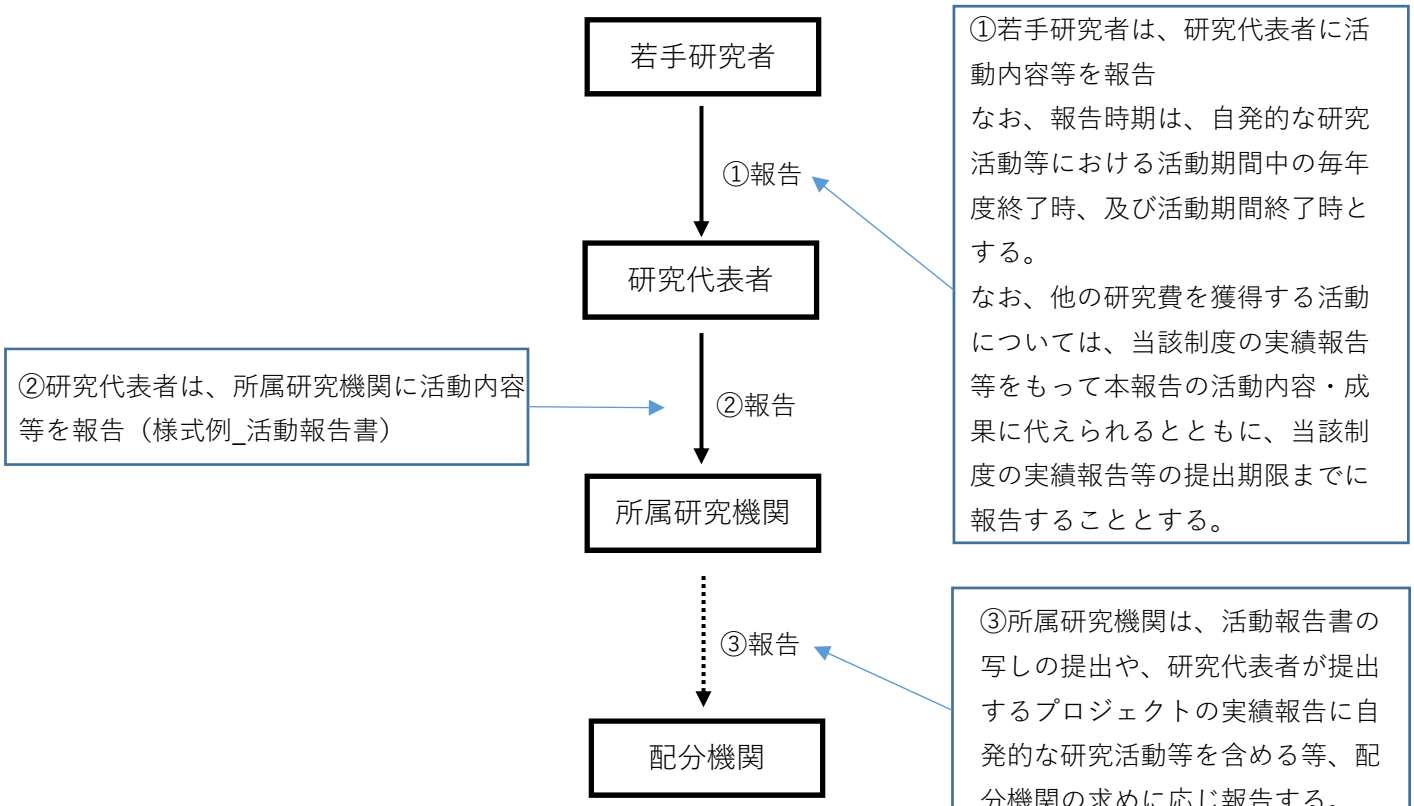

自発的な研究活動等の承認申請手続

（研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

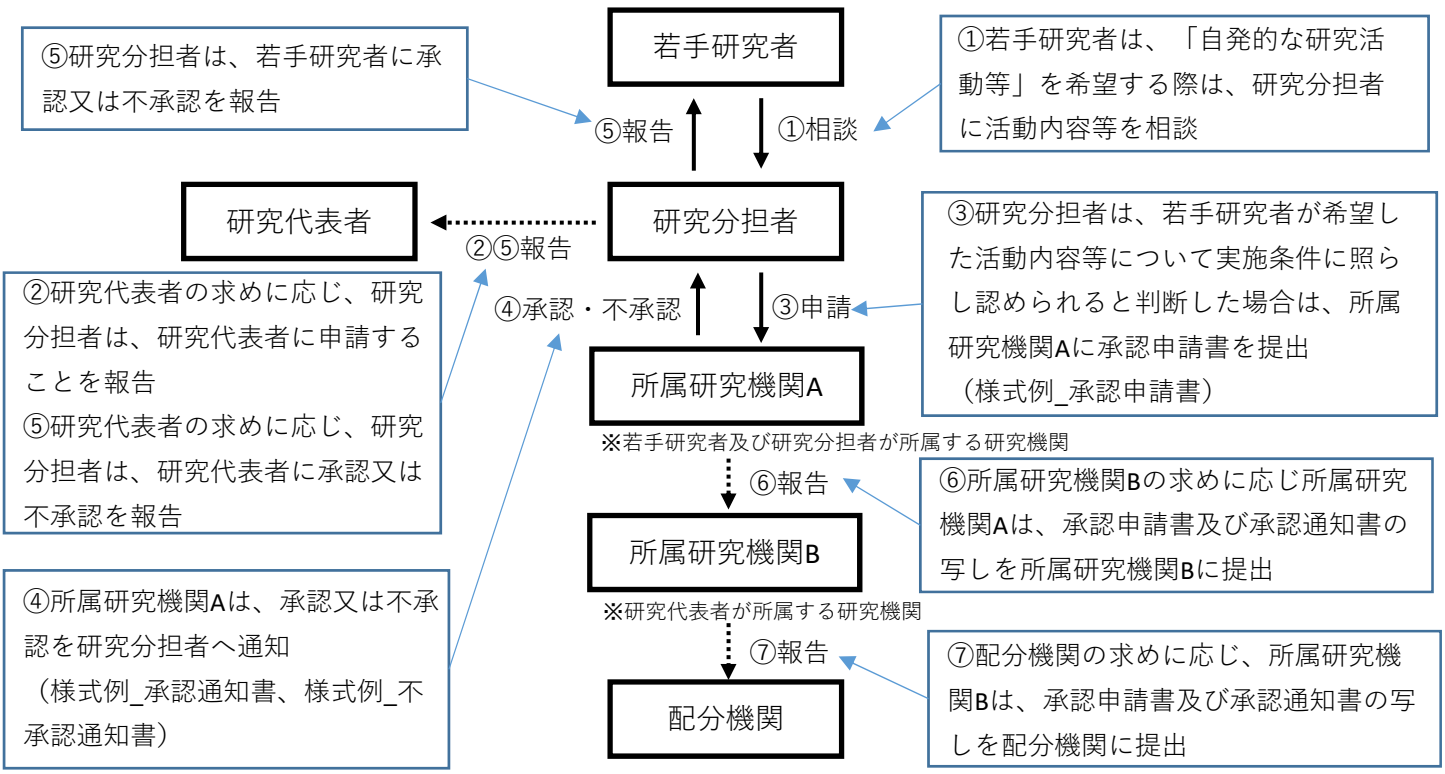

自発的な研究活動等の変更承認申請手続

（研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）

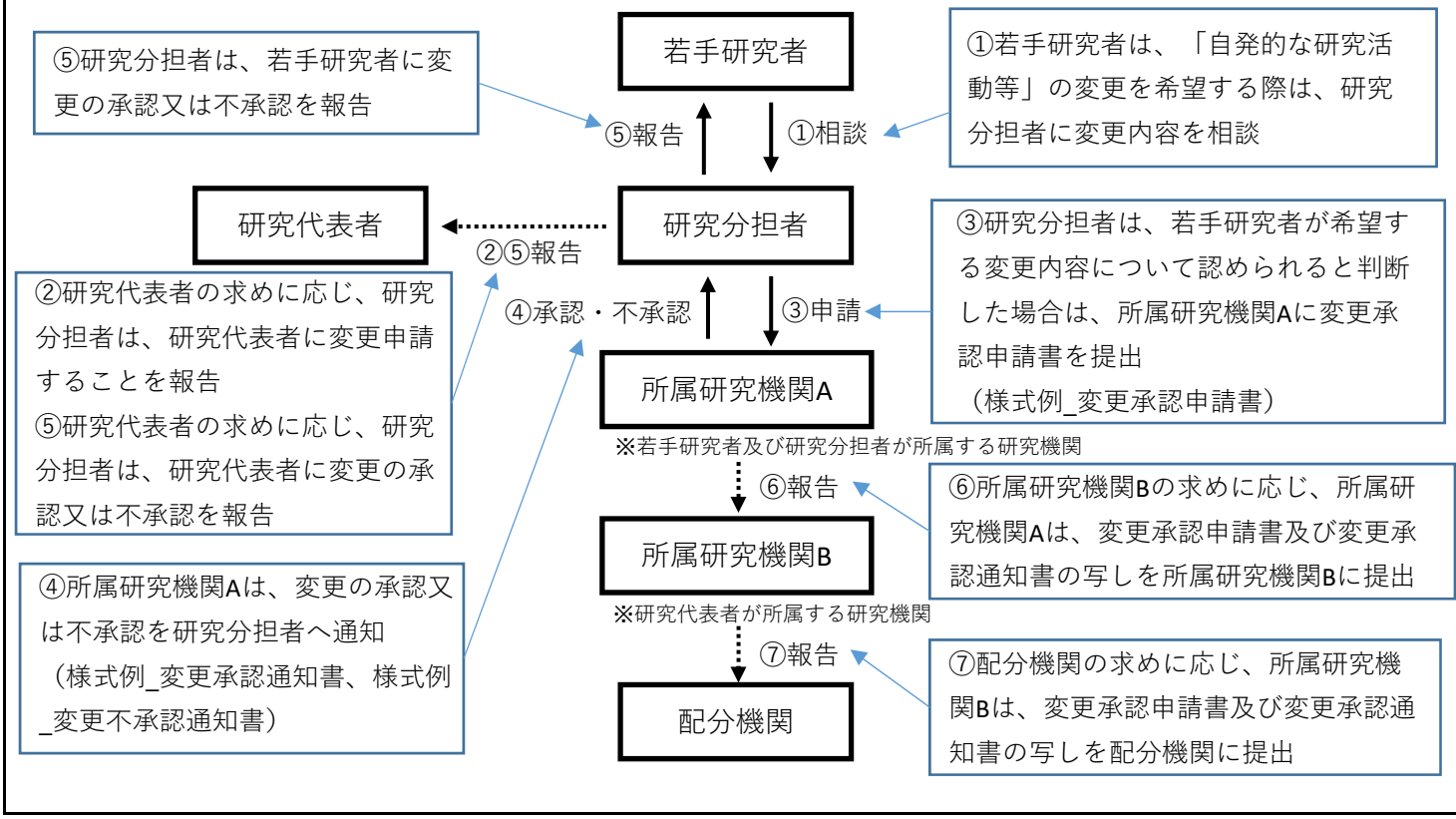

自発的な研究活動等の活動報告手続

（研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合）

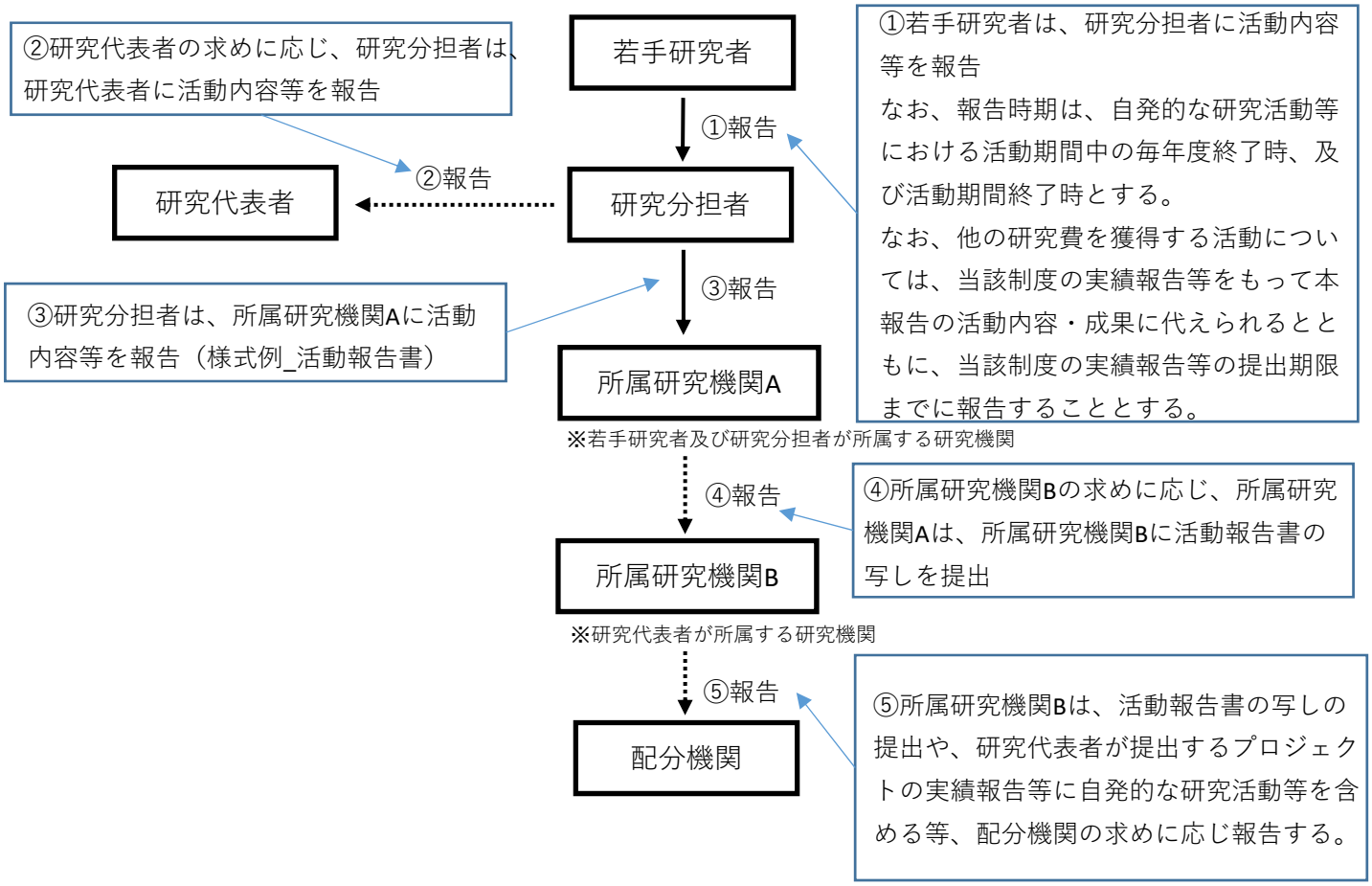

様式例_承認申請書

年　　月　　日

所属研究機関　殿

プロジェクト名：
研 究 代 表 者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本　プ　ロ　ジ　ェ　ク　ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏　　名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○　○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○％　（自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100％とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80％以上）

自　発　的　な　研　究　活　動　等	
活　　動　　名	（例）科学研究費助成事業（科研費）　基盤研究（C）
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
金　　額 （年度ごとに記載）	○○円（○年度：○○円） ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活　動　内　容	（例） 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、○○○・・・
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○％

※1　若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行う。
※2　複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

様式例_承認通知書

年　　月　　日

研究代表者　殿
（又は研究分担者）

所属研究機関

自発的な研究活動等承認通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。

様式例_不承認通知書

年　　月　　日

研究代表者　殿
（又は研究分担者）

所属研究機関

自発的な研究活動等不承認通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由
〇〇・・・

様式例_変更承認申請書

年　　月　　日

所属研究機関　殿

プロジェクト名：
研 究 代 表 者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等変更承認申請書

○年○月○日付けで承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり変更することについて、実施条件に照らし問題ないと判断したため申請します。

１．変更理由
○○○・・・

２．変更後の活動内容

本　プ　ロ　ジ　ェ　ク　ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏　　名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○　○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○％　（自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100％とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80％以上）

自　発　的　な　研　究　活　動　等	
活　　動　　名	（例）科学研究費助成事業（科研費）　基盤研究（C）
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
金　　額 （年度ごとに記載）	○○円（○年度：○○円） ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活　動　内　容	（例） ○月○日付けで承認された活動について以下のとおり変更したい。 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、○○○・・・
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○％

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載する。

様式例_変更承認通知書

年　　月　　日

研究代表者　殿
（又は研究分担者）

所属研究機関

自発的な研究活動等変更承認通知書

〇年〇月〇日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、承認します。

様式例_変更不承認通知書

年　　月　　日

研究代表者　殿
（又は研究分担者）

所属研究機関

自発的な研究活動等変更不承認通知書

〇年〇月〇日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由
〇〇・・・

様式例_活動報告書

年　　月　　日

所属研究機関　殿

プロジェクト名：
研 究 代 表 者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等活動報告書

○年○月○日で承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり活動内容等を報告します。

本　プ　ロ　ジ　ェ　ク　ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏　　名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○　○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○％　（自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100％とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80％以上）

自　発　的　な　研　究　活　動　等	
活　　動　　名	（例）科学研究費助成事業（科研費）　基盤研究（C）
活　動　期　間	○年○月○日から○年○月○日まで
金　　額 （年度ごとに記載）	○○円（○年度：○○円） ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活動内容・成果（本プロジェクトとの関連性については後述）	（自発的な研究活動等の成果） ○○○・・・ ※他の研究費を獲得した活動については、当該制度における実績報告や成果報告を添付することによる報告を可能とする。
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○％

※　複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針について　ＦＡＱ

このＦＡＱは「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和２年２月２日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Ｑ＆Ａ形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いします。

【問い合わせ先】
内閣府　政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
付参事官（イノベーション創出環境担当）付
電話：０３－６２５７－１３２９
FAX：０３－３５８１－９７９０

Q．エフォート管理されている者のみが対象となるのか。

A．エフォート管理以外の方法により勤務管理されている者も適用可能です。

時間単位や日管理で勤務管理されている場合、実施方法に沿って、日々の勤務管理において既存の記載・保管する書類に基づき、従事率を管理することとなります。管理方法として、以下の様式例を参考に適切に管理してください。

様式例

自発的な研究活動等従事状況管理表

（ ２０〇〇 年度）

研究代表者 殿

プロジェクト名	〇〇プロジェクト
活動期間	2019年4月1日 ～ 2020年2月28日
氏名	〇〇 〇〇
雇用形態	時間管理、日管理
本プロジェクト内で行う自発的研究活動等の承認時のエフォート率	〇%

自発的研究活動等従事状況 （単位：従事時間）

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当該プロジェクト（自発的な研究活動等を含む） A	130	140	135	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									405
うち 自発的な研究活動等 B	30	20	25	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									75
自発的な研究活動等の当該プロジェクトに対する割合 （%） C＝B／A	24	15	19	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									19

※従事時間の根拠となる書類（従事日誌等）の写しを添付

2019年〇月〇日

若手研究者 所 属：

役 職：

氏 名：

Q．自発的な研究活動等において、どのような場合、承認取消となるのか。

A．研究代表者等が該当する若手研究者の自発的な研究活動等（以下、活動という）をモニタリングすることにより、必要に応じて、実施状況を把握し活動を支援するとともに、承認された活動が適切に実施されるよう助言を行うこととなります。

　承認された活動内容と実際の活動内容が異なる場合、活動していることが確認できない場合、承認されたエフォート率（従事率）に対し、大幅に異なる場合等においては、所属研究機関は、研究代表者等と相談のうえ、若手研究者の活動が適正に実施されるよう是正させることができる。なお、是正を促したにも関わらず、是正されない場合は、活動を中止（承認取消）させることができます。

Q．若手研究者の自発的な研究活動等の成果に対する責任は、どのようになるのか。

A．若手研究者による自発的な研究活動等の実施やその成果の公表等に係る見解や責任は、若手研究者自身に帰属します。

Q．変更承認申請書は、どのような場合に提出が必要となるのか。

A．若手研究者の自発的な研究活動等の内容が変更になる場合、変更承認申請が必要になります。ただし、以下の場合は、変更承認申請の必要はありません。

・他の研究費を獲得する活動について、金額の査定等の研究費支出元の都合による金額の増減があった場合

・他の研究費を獲得する場合について、当該研究費のルールにおいて軽微な変更として申請を要しないとされている変更を行う場合

別添２

エフォート管理の運用統一について

令和２年３月３１日
資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ

１．趣旨

政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮するためには、資金配分に当たって研究費の不合理な重複や過度の集中の排除を徹底することが重要であり、研究時間に比して過大な研究費が配分されないためにも、研究機関における適切なエフォート管理が重要である。また、エフォートによる管理は、個々の研究者が業務ごとに従事する割合が明確になることで、研究者のそれぞれの業務の業績を適正に評価できるとともに、労働形態等に応じて効率的な勤務管理が可能となる。

一方、各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じている。このため、統合イノベーション戦略２０１９（令和元年６月２１日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されたところである。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告（以下、「エフォートの申告等」とする。）に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進する。

２．対象制度

国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の５法人（以下、資金配分機関という。）が所管する競争的研究費の各制度とする。

３．エフォートの定義

エフォートとは、研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）をいう。

なお、エフォートの考え方は、以下のとおりとする。

エフォート（プロジェクト従事率（年間））
＝　当該プロジェクト従事時間　÷　年間の全仕事時間（※）
（※）裁量労働制が適用されている場合は、みなし労働時間とする。

４．エフォートの申告等を求める対象者

原則として、２．の各事業の直接経費から人件費を支出する全ての研究者とする。

ただし、各資金配分機関において、対象者の条件を設定することを可能とし、資金配分機関に対してエフォートの申告等を求める者を限定するなど手続の簡素化を行うことを妨げない。

５．実施方法

本申し合わせに基づくエフォートの申告等に係る実施方法については、原則以下のとおりとする。

（１）事務処理要領等の記載

資金配分機関が定める事務処理要領等において、当該研究活動に従事するエフォートに応じて人件費を計上することが可能である旨を明記する。

（２）エフォートの決定方法

エフォートは、５%から１００%までの５%刻みの２０段階で設定することを可能とする。

（３）エフォートの申告等に関する手続

エフォートの申告等に関する標準的な手続は、別添の「申告等に係る手続」のとおりとする。

６．証拠書類

研究機関がエフォート管理に伴い必要となる証拠書類は、以下のとおりとし、資金配分機関は、原則、本証拠書類以外の提出を求めないこととする。

研究機関においては、以下に記載する書類を適切に保管し、資金配分機関からの求めに応じ提出することとする。

エフォートの申告等に係る証拠書類は、５．（３）の別添「申告等に係る手続き」に記載されるエフォート証明書、エフォート申告書、従事状況報告、エフォート報告書とする。ただし、研究機関独自の様式で適切な管理を行っている場合は、それに替えることを可能とする。

７．フォローアップ

内閣府は、各府省の進捗状況を把握し、未対応の制度については、フォローアップしていく。

８．その他

（１） 研究機関は、申告したエフォートに相当する分は、研究者が当該研究を確実に実施できるよう機関内の業務を効率化する等の工夫を行うことにより、エフォートに応じた研究時間の確保に努めることとする。

（２） 資金配分機関においては、適正な執行を確保するため、当該エフォート管理の実施状況に疑義が生じた場合やその他必要な場合は、当該エフォー

ト管理の状況報告を求めるとともに、証拠書類の記載が適切でなかった等、適切に管理されていないことが確認された場合には、研究機関に対して、当該エフォート管理の是正を求めることや人件費等に充当した額の一部又は、全部を返還させることとする。なお、その確認にあたっては、必要に応じて、本証拠書類以外に研究者等の雇用にあたり研究機関において通常整備される書類の提出を求める場合がある。

（３） 本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じFAQを作成する等で対応することとする。

９．適用開始日

本方針は、令和２年４月以降公募を開始するものから順次適用するものとする。

以上

別添（５の（３）関係）

申告等に係る手続き

（研究代表者の場合）

所属研究機関から資金配分機関への手続き

所属研究機関

↓ 提出

資金配分機関

○プロジェクト雇用開始時
資金配分機関の求めに応じ、研究機関は、当該プロジェクトに従事する者のうちエフォートにより管理される者に関して、当該プロジェクトでの雇用を開始する前にエフォート証明書を資金配分機関に提出する。また、当該プロジェクトに複数のエフォート管理適用者がいる場合は、まとめて提出することとする。
（様式例_証明書）
○エフォート変更時
資金配分機関の求めに応じ、研究機関は、申告したエフォートの変更が必要となった場合は、再度変更したエフォート証明書を資金配分機関に提出する。
（様式例_証明書）

所属研究機関内の手続き

プロジェクト雇用開始時

当該プロジェクトに従事する者のうちエフォートにより管理される者に関しては当該プロジェクトでの雇用を開始する前に、研究代表者からエフォート申告書を所属研究機関に提出する。
（様式例_申告書）
○エフォート変更
申告したエフォートの変更が必要となった場合は、上記手続きにより、エフォート申告書を所属研究機関に再度提出する。
（様式例_申告書）

研究代表者 → 提出 → 所属研究機関

従事状況報告

エフォートにより管理される者は、プロジェクトへの従事状況について、従事状況報告を記載し、研究代表者へ提出。研究代表者は、内容を確認し、記名のうえ、所属研究機関に提出する。提出を求める期間（半年に一回は最低限提出が必要）については、所属研究機関が定めることとする。
（様式例_従事状況報告）
また、資金配分機関の求めに応じ、所属研究機関は、従事状況報告（写）を資金配分機関に提出する。
※従事状況報告については、所属研究機関において独自に適切な管理を行っている場合は、それに替えることを可能とする。

研究代表者 → 提出 → 所属研究機関 → 提出 → 資金配分機関

プロジェクト完了時

研究代表者は、従事期間中の毎年度終了時にエフォート報告書を所属研究機関に提出する。
（様式例_報告書）

研究代表者 → 提出 → 所属研究機関

別添（５の（３）関係）

申告等に係る手続き

（研究分担者の場合）

所属研究機関Bから資金配分機関への手続き

所属研究機関B

↓ 提出

資金配分機関

○プロジェクト雇用開始時
資金配分機関の求めに応じ、研究機関Bは、当該プロジェクトに従事する者のうちエフォートにより管理される者に関して、当該プロジェクトでの雇用を開始する前にエフォート証明書を資金配分機関に提出する。また、当該プロジェクトに複数のエフォート管理適用者がいる場合は、まとめて提出することとする。
（様式例_証明書）
○エフォート変更時
資金配分機関の求めに応じ、研究機関Bは、申告したエフォートの変更が必要となった場合は、再度変更したエフォート証明書を資金配分機関に提出する。
（様式例_証明書）

所属研究機関内の手続き

プロジェクト雇用開始時

当該プロジェクトに従事する者のうちエフォートにより管理される者に関しては当該プロジェクトでの雇用を開始する前に、研究分担者からエフォート申告書を所属研究機関Aに提出するとともに研究代表者にも求めに応じ報告する。所属研究機関Aは、所属研究機関Bに当該申告書を求めに応じ提出する。
（様式例_申告書）
○エフォート変更
申告したエフォートの変更が必要となった場合は、上記手続きにより、エフォート申告書を所属研究機関に再度提出する。
（様式例_申告書）

研究分担者 → 報告 → 研究代表者
↓ 提出
所属研究機関 A
↓ 提出
所属研究機関B

従事状況報告

エフォートにより管理される者は、プロジェクトへの従事状況について従事状況報告を記載し、研究分担者へ提出。研究分担者は、内容を確認し、記名のうえ、所属研究機関Aに提出するとともに研究代表者にも求めに応じ報告する。所属研究機関Aは、所属研究機関Bに従事状況報告を求めに応じ提出する。提出を求める期間（半年に一回は最低限提出が必要）については、所属研究機関が定めることとする。（様式例_従事状況報告）
また、資金配分機関の求めに応じ、所属研究機関Bは、従事状況報告（写）を資金配分機関に提出する。
※従事状況報告については、所属研究機関において独自に適切な管理を行っている場合は、それに替えることを可能とする。

研究分担者 → 報告 → 研究代表者
↓ 提出
所属研究機関A
↓ 提出
所属研究機関B
↓ 提出
資金配分機関

プロジェクト完了時

研究分担者は、従事期間中の毎年度終了時にエフォート報告書を所属研究機関Aに提出するとともに研究代表者にも求めに応じ報告する。所属研究機関Aは、所属研究機関Bに求めに応じ提出する。
（様式例_報告書）

研究分担者 → 報告 → 研究代表者
↓ 提出
所属研究機関A
↓ 提出
所属研究機関B

※所属研究機関Aは、研究分担者が所属する研究機関
所属研究機関Bは、研究代表者が所属する研究機関

様式例_証明書（所属研究機関→資金配分機関）　　（資金配分機関へ申告用）

エフォート証明書

〇〇機関
〇〇機関長　殿

契　約　番　号	〇〇〇〇〇
事　　業　　名	〇〇〇〇〇
事　業　期　間	2019/4/1～2020/2/28

研究員氏名	雇用契約の形態	当該事業エフォート（%）	当該事業以外のエフォート（%）	従事期間	備　考
〇〇　〇〇	年俸制 （裁量労働）	40	他業務：30 自社業務：10 〇〇業務：20	2019/4/1 ～ 2020/2/28	
〇〇　〇〇	年俸制 （裁量労働以外）	70	他業務：20 自社業務：10	2019/4/1 ～ 2019/9/30	
〇〇　〇〇	日給制	100	無し	2019/4/1 ～ 2020/2/28	

2019 年 4 月 1 日

上記の者が、上記エフォートにて従事させることについて申告致します。また、本人に当該事業従事率にて従事することとなる旨、書面により通知します。

住　所　〇〇〇
名　称　所属研究機関名
申告者　人事部長　〇〇　〇〇　印

※提出先、提出者については、資金配分機関で定める

様式例_申告書（PI 等→所属研究機関）　　（所属研究機関へ申告用）

エフォート申告書

所属研究機関　殿

契　約　番　号	〇〇〇〇〇			
事　　業　　名	〇〇〇〇〇			
事　業　期　間	2019/4/1～2020/2/28			
業 務 従 事 者	所属	〇〇研究科	職名	研究員
	氏名	〇〇　〇〇	雇用形態	年俸制（裁量労働）

上記の業務従事者は、複数の業務に従事するものであり、その従事状況は以下の通りであることを申告致します。また、業務従事者本人に対し、人事責任者を通じ、下記エフォートにより従事することを通知致します。

事　　業　　名	エ フ ォ ー ト（%）	従　事　期　間	備　　考
当該事業名	80	2019/4/1～2020/2/28	
当該以外事業名	20	同上	

※上記エフォートは、雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

2019 年 4 月 1 日

研究代表者（又は研究分担者）　所　属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

※提出先、提出者については、研究機関で定める

様式例_従事状況報告

（エフォート管理される者（PI 等の承認）→所属研究機関、必要に応じ FA へ写しを提出）

従事状況報告

（〇～〇月分）

※報告の範囲については、研究機関により適宜決定する

所属研究機関　殿

（写）資金配分機関　殿

契　約　番　号	〇〇〇〇			
事　　業　　名	〇〇〇〇			
事　業　期　間	2019/4/1～2020/2/28			
業 務 従 事 者	所属	〇〇研究科	職名	研究員
	氏名	〇〇　〇〇	雇用形態	年俸制（裁量労働）

上記の者の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。

〇従事内容等（各業務の従事内容・進捗状況について記載する）

上記の者の従事状況は以上の通りであったことを報告致します。

2019 年 9 月 1 日

研究代表者（又は研究分担者）　所　属：

役　職：

氏　名：　　印

※提出先、提出者については、研究機関で定める

様式例_報告書（PI 等→所属研究機関）　　（所属研究機関へ報告用）

エフォート報告書

所属研究機関　殿

契　約　番　号	〇〇〇〇			
事　　業　　名	〇〇〇〇			
事　業　期　間	2019/4/1～2020/2/28			
業 務 従 事 者	所属	〇〇研究科	職名	研究員
	氏名	〇〇　〇〇	雇用形態	年俸制（裁量労働）

上記の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。

事　　業　　名	エ フ ォ ー ト（%）	従　事　期　間	備　　考
当該事業名	80	2019/4/1～2020/2/28	
当該以外事業名	20	同上	

※上記エフォートは雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

2020 年 3 月 1 日

研究代表者（又は研究分担者）　所　属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

※提出先、提出者については、研究機関で定める

別添３

複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）

令和２年３月３１日
資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ

１．概要

総合科学技術・イノベーション会議において、これまで研究者、研究機関が、研究資金を効果的・効率的に活用できるよう、関係府省間で連絡会を設置し、競争的資金等に係る各種ルールの統一を行ってきたところである。それらは、「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」（平成 27 年 3 月 31 日）等の形で、整理している。なお、競争的資金を含めた競争的研究費の範囲でも、競争的資金の統一ルールに準じた運用を行うこととなった。

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクションプラン」（平成 22 年 7 月 8 日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員）等において、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化に向けた検討の中で、要望の強い課題の一つとして挙げられ、これまで一部の競争的研究費制度で可能としていた。一方、内閣府が実施した「競争的資金の使い勝手の改善に関する調査」において、今般研究者より設備購入のために研究費を合算使用できる制度を拡大してほしいとの要望が寄せられている。

これらを踏まえ、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により共用設備を購入することを可能とする研究費制度を拡大する。

なお、対象となる研究費制度を所管する資金配分機関は、以下の内容について事務処理要領等に明記することとする。

２．対象制度

国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の５法人（以下、資金配分機関という。）が所管する競争的研究費の各制度とする。

３．複数の研究費を合算した共用設備の購入

研究機関（研究者）が、資金配分機関が所管する競争的研究費の複数制度で、共同して利用する設備（以下、「共用設備」という。）を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とする。また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能とする。

なお、購入した共用設備の所有権等の問題を踏まえ、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学、公的研究機関を対象とする。ただし、資金配分機関の判断により、上記以外の研究機関を対象とすることも可能とする。

４．購入費用の負担割合

複数制度の研究費の合算による共用設備の購入を行う場合の、各研究課題、研究プロジェクトの負担割合は、合理的な考え方、具体的には「当該設備の使用割合（見込）による按分」、「研究課題数による等分」、「事業期間による等分」等により各研究機関において決定する。資金配分機関への当該共用設備の使用実績の報告は不要とするが、負担割合の考え方が分かる書類等は各研究機関において適切に管理及び保管し、資金配分機関の求めに応じ、実績報告時や検査時等に提出することとする。

なお、下記は、按分方法の例を示したものであり、研究の実情に則して、研究機関が合理的と考える按分方法を適用することとする。

（１）各研究課題、研究プロジェクトについて共用設備の使用割合（見込）により区分できる場合には、各々の負担額の割合を「使用割合（見込）による按分」により算出する。

（２）各研究課題、研究プロジェクトにおいて、「共用設備を使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「各研究課題、研究プロジェクト数による等分」により算出する。

（３）各研究課題、研究プロジェクトにおいて、「共用設備の使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「各研究課題、研究プロジェクトの事業期間（見込）による等分」により算出する。

５．合算して購入した共用設備の耐用年数

合算して購入した共用設備の耐用年数は、各制度が定める耐用年数のうち、最も長い年数を適用し、各研究機関において適切に取り扱うこととする。

６．研究者が異動する場合の共用設備の取扱い

異動先研究機関に合算して購入した共用設備を移す場合は、購入するための負担額を支出した全ての研究者（研究機関が補助事業者や委託契約先となっている場合は、当該設備の購入に係る研究実施担当者）が当該設備を移すことについて同意する必要がある。

なお、退職等により、明らかに当該設備の使用見込みがなくなった研究者の同意を必要とするか否かは、購入するための負担額を支出した全ての研究者の間であらかじめ取り決めておく。

７．研究期間終了後における購入した共用設備の管理

研究期間終了後における購入した共用設備の管理については、合算使用する各制度の

共用設備の処分に関する制限に基づくことにする。各制度において制限がない場合は、各研究機関の定めにより行う。

８．補助事業により購入した共用設備の財産処分の取扱い

補助事業による合算使用については、補助目的たる各事業の遂行に支障を来さないことを前提に、制度ごとに関与度の整理が必要であるが、補助事業により購入した共用設備は、購入した研究機関の財産であり、資金配分機関は、財産処分の取扱いについて、制度別に各持ち分の整理をすることとする。

９．その他

本申し合わせは、原則として令和２年４月以降に公募を開始した事業・研究を対象とする。ただし、各資金配分機関の定めにより令和元年度以前から実施されている事業・研究課題においても、本申し合わせを適用することを可能とする。（※本申し合わせを設定日以降とする）

別添４

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について

令和２年５月 22 日
研 究 振 興 局
科学技術・学術政策局
研 究 開 発 局
高 等 教 育 局

１．制度の概要

我が国の研究力向上には、優秀な研究者が安心して自らの研究に打ち込める研究環境の整備が不可欠である。このためには、我が国の研究基盤を支える研究機関が、所属する研究者による持続的な研究成果の創出に向け、適切な費用負担に基づき適正に財源を確保し、研究者の多様かつ継続的な挑戦を支援する研究環境の改善を図ることが重要である。

今般、文部科学省が発表した「研究力向上改革 2019」（平成 31 年４月 23 日）や政府が閣議決定した「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年６月 21 日）においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者（以下「PI」という。）本人の人件費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することとした。

これにより、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、PI 本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能とする。研究機関は、PI の人件費として支出していた財源を、PI 自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等による PI の研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待される。その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待される。（以下、PI の人件費支出により確保した財源を各研究機関が研究力向上に活用する仕組みを「本制度」という。）

また、総合科学技術・イノベーション会議にて決定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月 23 日）では、全ての競争的研究費において、その性格も踏まえつつ、PI の人件費支出を可能とすべく検討・見直しを行うとしており、関係省庁等とも連携し、対象事業の拡大を進める。

２．直接経費からの人件費支出に関する事項

（１）対象となる事業

文部科学省が所管する競争的研究費のうち、科学研究費助成事業[1]を除く全ての事業について、資金配分機関が指定するものから段階的に実施する。

（２）対象者

PI として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。なお、資金配分機関の判断において、研究分担者も同様に人件費の支出を可能とすることは差し支えない。

（３）支出額

PI の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で PI が設定する。

各資金配分機関においては、研究費の規模により、例えば少額の研究課題については、直接経費の一定の割合等を人件費支出の上限として設定するなど、必要に応じて、研究の遂行に支障を来たさないよう措置を講ずる。

（４）支出の条件

以下の全ての条件を満たす場合のみ直接経費から PI の人件費を支出することを可能とする。なお、本申合せ以前から PI 人件費の支出が可能な研究費について、新たに条件を付すものではない。

① 直接経費に PI の人件費（の一部）を計上することについて、PI 本人が希望していること

② PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること【別紙参照】

③ 研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

（５）審査等

資金配分機関は、研究費に計上された当該経費の妥当性について、次のい

[1] 科学研究費助成事業については、研究機関に所属している研究者個人が、自身の自由な発想に基づき、職務として行う研究活動を支援する性格の研究費であることを踏まえ、現時点で対象外と整理。「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、引き続き検討。

ずれか、または両方の時点で確認を行う。

・課題の採択に当たっての審査

・研究計画の策定・変更に係る諸手続に当たっての審査（交付申請手続、契約手続、変更申請手続等）

なお、課題の採択に当たっては、直接経費に当該経費が計上されていることのみをもって採択に影響を及ぼすことのないよう、各事業の審査基準に則り適切に審査を行うこととする。

３．エフォート管理の運用・徹底

「エフォート管理の運用統一について」（令和２年３月 31 日資金配分機関及び所管関係府省申合せ）を踏まえ、研究活動に従事するエフォートの申告・確認・報告に当たり、事務負担軽減の観点から、資金配分機関は研究機関に対して当該申合せで要請する以上の書類の保管及び提出を求めないこととする。

４．届出・報告

各研究機関は、本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を、財源の活用後には活用実績を、文部科学省の窓口に報告する。当該情報は窓口を通じて資金配分機関に共有する。

５．フォローアップ

文部科学省においては、本制度を導入した研究機関及び研究機関に所属する研究者に対して、実施状況や活用実績等のフォローアップを実施し、その結果も踏まえ、本制度や内容等については必要に応じて見直すこととする。

また、各研究機関における活用方針や活用実績を収集し、他の研究機関の参考となるような事例について、文部科学省のホームページ等を通じて、グッドプラクティスとして共有する。

６．その他

（１）連絡・相談窓口の設置

文部科学省において、本制度の利用にあたり疑義が生じた場合に相談する窓口を設ける。また、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談も一元的に対応を行う。

（２）ＦＡＱの作成

本制度の利用に当たり、明確にすべき事項が生じた場合には、必要に応じてFAQを作成して周知する。

７．適用開始日

本制度は、原則として、令和２年度以降、新たに公募を開始する事業や研究課題のうち、資金配分機関が指定するものから順次適用する。ただし、資金配分機関の判断により、令和元年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和２年度以降適用することを可能とする。

【別紙】研究機関における本制度の利用により確保された財源の活用について

１．研究機関に期待される取組

研究機関においては、所属するPIが直接経費からの人件費を支出することにより確保された財源を、各機関の裁量で、研究力向上のために活用することが可能となる。すなわち、研究機関は策定する活用方針にPIが合意してはじめて財源を活用することができるため、PI自身やPIの研究活動のインセンティブとなるような取組を明確に示すことが重要である。

研究機関が掲げる研究力向上に向けた目標達成のため、研究力強化に資する現実的かつ実効性のある取組を構想し、確保した財源でPI自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等による当該PIのパフォーマンス向上を図るとともに、若手研究者をはじめとした多様かつ優秀な研究人材の確保等による研究機関独自の研究力強化に活用することが期待される。なお、本制度は各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施することにより、機関の目標に即した効果的な取組が実現されるものである。

更には、文部科学省が所管する競争的研究費だけでなく、他府省の競争的研究費（PIの人件費が支出可能な制度）や民間からの受託・共同研究等の外部資金からも必要な人件費を獲得し、費用負担の適正化に努めるとともに、それにより確保した財源についても、研究力向上のため、有効に活用されることが期待される。

２．本制度の導入にあたり研究機関において実施すべき事項

（１）適切に執行される体制の整備

本制度を導入するにあたり、各研究機関においては、本制度の利用により確保した財源の適切な執行を担保する観点から、（別添様式１）に記載された全ての要件を満たすことを必須とする。

（２）活用方針の策定、周知

各研究機関においては、所属する研究者の意向や研究機関の特性・規模等も踏まえつつ、「研究力向上」に向け、研究「人材」「資金」「環境」の機能強化を図る活用方針を策定し、これに則り執行すること。また、策定した活用方針については、所属する研究者に対して周知すること。なお、活用方針に定めるべき事項は（別添様式２）のとおりとする。

また、以下に確保された財源の使途の一例を示すが、下記以外であっても研究機関において研究「人材」「資金」「環境」の機能強化に資すると判断する施策に財源を活用することは可能である。

(研究力向上のための財源の使途の例示)

○研究「人材」の戦略的強化

・直接経費から人件費を支出したPIの処遇の改善
・若手研究者の新規雇用
・博士課程学生等の処遇の改善
・将来研究者を目指す高校生や学部学生を対象とした研究の支援

○多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分

・若手研究者のスタートアップ研究の支援
・当該研究からスピンアウトした研究への支援

○魅力ある研究「環境」の整備

・研究設備・機器の共用の充実
・若手研究者やPI向けの共用設備等の無償化や低廉な使用料の設定

（３）体制の整備状況及び活用方針の提出

本制度を導入する研究機関は、（１）の体制の整備状況（別添様式１）及び（２）の策定した活用方針（別添様式２を参考に、研究機関における様式で可）について、毎年度、PI人件費を計上する研究費を申請するまでに、文部科学省の窓口に対してメールで提出すること。なお、当該年度に一度提出した場合や、実施状況等を踏まえ活用方針等を見直した上で、次年度以降、内容に変更が無い場合には再度提出する必要はない。

３．活用実績の報告

本制度を導入した研究機関においては、毎年度の活用実績等について、直接経費から人件費を支出したPIに対して報告を行うこと。

併せて、別添様式３により、翌年度の６月30日までに、文部科学省に対してメールで提出すること。

また、執行の透明性を担保する観点から、策定した活用方針とともに、当該内容を各研究機関のホームページ等で公表することを推奨する。公表の際には、研究力強化に資する既存の取組とまとめて公表しても差し支えない。

なお、本申合せ以前から既に直接経費からのPI人件費支出が可能な研究費に関しても、可能な限り本制度の仕組みを活用し併せて実績を報告することが望ましい。

４．研究者のエフォート管理

各研究機関においては、適切にエフォートを管理するとともに、所属している研究者が当該研究活動を確実に実施できるよう、機関内の業務を効率化する等の工夫を行うことにより、研究時間の確保に努めることとする。

体制の整備状況、活用方針、活用実績報告の提出先
並びに本制度の利用に関する連絡・相談窓口

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
e-mail：kenkyuhi@mext.go.jp
電話：０３－６７３４－４０１４

競争的研究費の直接経費から研究代表者（ＰＩ）人件費支出について

実施条件等

○ 本制度の導入に当たっては、研究機関における**「研究力向上」のために、適切に**執行される体制の構築を必須とする。
- 研究機関は、①適正な執行のためのルールの構築等の体制整備、
  ②研究者及び研究機関双方の「研究力向上」を図る活用方針の策定・公表を行う。
- 文部科学省・資金配分機関において、研究機関が定めた活用方針に沿って適切に執行されたことを確認可能な仕組みとする。

実施イメージ

活用方針・実績の**公表**（推奨）

社会
（アカウンタビリティを果たすべきステークフォルダ）

制度利用の要件

体制整備

- 適正な執行のためのルールを構築していること
  （他省庁や民間からの研究費を含む外部資金からの必要な人件費措置、研究者のエフォートを確保するための業務軽減）
- 研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントが実施されていること
- 体制整備等の状況に重大な不備があると判断された研究機関でないこと
- 人件費支出を強制しない旨を所属PIに説明していること　　等

研究機関

策定

活用方針

➢ 各機関の**「研究力向上」**に向けた目標を達成するための施策

財源の使途を、**研究「人材・資金・環境」機能強化**に関する取組に限定

- ✓ 研究「人材」の戦略的強化
  （直接経費から人件費を支出するPIの給与水準の向上、若手研究者の雇用、博士課程学生等への支援 等）
- ✓ 多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分
  （若手研究者のスタートアップ研究、当該研究からスピンアウトした研究への支援 等）
- ✓ 魅力ある研究「環境」の整備
  （研究設備・機器の共用の充実 等）

※　直接経費から人件費を支出する**PIのインセンティブ**となるメニューを立案し、**PIの希望に応じた選択を可能**に。

制度の利用にあたり、文部科学省に対して、毎年度**体制の整備状況、策定した活用方針を提出**するとともに、財源の活用後に**活用実績を報告**

活用方針を説明するとともに、財源の活用後に**活用実績を報告**

研究機関に所属するＰＩ

活用方針に合意した場合のみ直接経費からPI人件費を計上

・資金配分機関は、**適用事業の指定**や、研究の規模等に応じた**直接経費に占める支出割合の設定**が可能
・計上された**経費の妥当性を確認**

文部科学省

資金配分機関

研究機関から人件費支出の強制等があった場合に**連絡・相談**

研究機関からの**活用方針・実績報告を情報提供**

直接経費からPIの人件費を支出する場合のフロー図

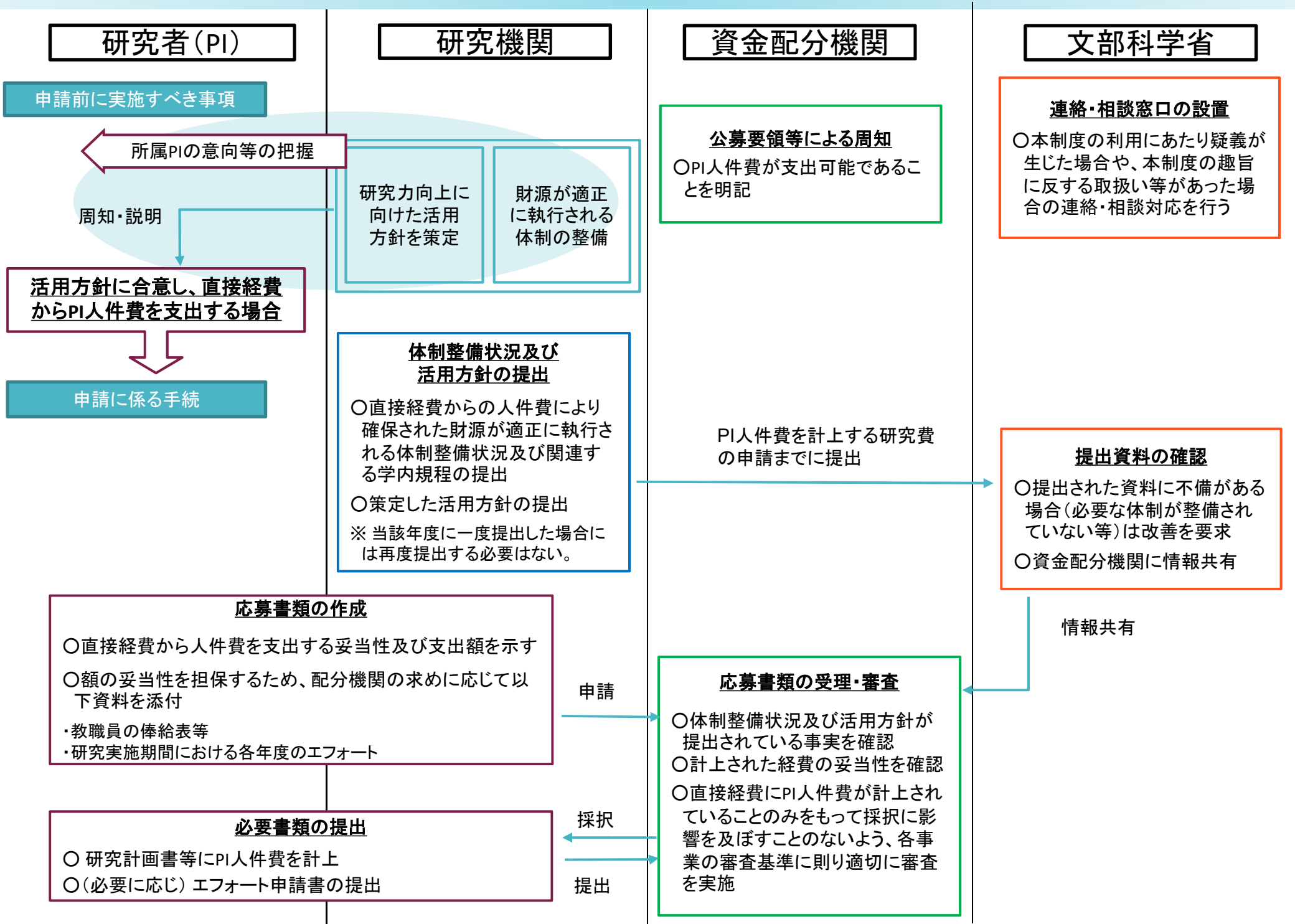

直接経費からPIの人件費を支出する場合のフロー図

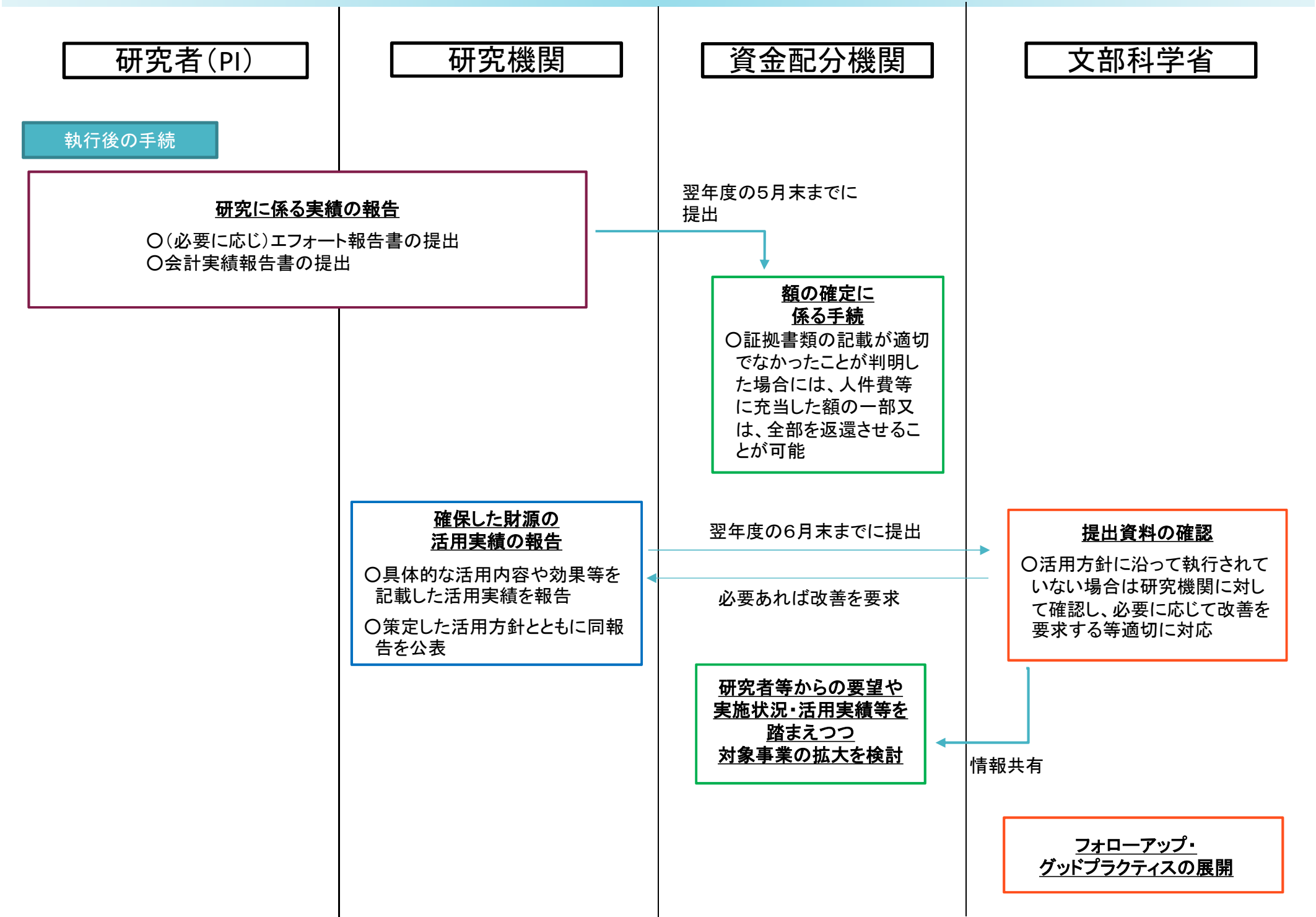

（別添様式１）
【機関名：　　】

競争的研究費の直接経費からの研究代表者(PI)の人件費支出に関する体制整備状況

本制度を導入するにあたり、研究機関においては、以下の全ての項目を満たすことを要件とする。

（１）研究機関における環境の整備

- □ 民間からの受託・共同研究等の外部資金を含む多様な財源により、エフォートに応じて研究者の人件費を措置することを可能とするルールを構築している ※ルールを添付
- □ 外部資金を獲得した研究者が研究活動に専念できるよう、所属研究機関内の業務を軽減する等、研究者のエフォートを確保するためのルールを構築している ※ルールを添付
- □ 研究者の業績評価など（能力主義）が、給与・雇用条件（昇給、任期雇用更新）など研究者の待遇改善や、基盤研究費の増額など研究者の研究環境面の改善等に反映されていること等により、研究意欲のある研究者のインセンティブとなるような、適切な評価体制が構築されている
- □ 本制度の適用申請時に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）で定める、機関の体制整備等の状況に重大な不備があると判断された研究機関とされていない

（２）執行の透明性の確保

①活用方針の策定について

- □ 所属する研究者の意向等を把握したうえで、確保した財源による研究力向上に資する活用方針を策定している

※活用方針において、以下の項目を満たしていること

- □ 直接経費からの人件費支出はPIの選択に委ねられ、研究機関は支出を強制しないことを明示している
- □ 各研究機関における研究力向上に向けた目標と、それを達成するための具体的な施策、本制度で確保した財源の使途との関係が明確になっている
- □ 直接経費から人件費を支出したPI自身やPIの研究活動へのメリットを示している

②PIへの周知について

- □ 所属するPIに対して当該活用方針を周知している
- □ PIに対して、研究機関から制度利用を強制された場合や、設定したエフォートが確保できない場合等、本制度の趣旨に反する事由があった際に連絡・相談する文部科学省の窓口を案内している

（別添様式２）

各研究機関において活用方針で定めるべき事項及び記載例

本申合せに基づき、競争的研究費からの PI の人件費支出により確保した経費について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。また、他の競争的研究費や民間からの委託・共同研究費等においても PI の人件費支出が可能な研究費に関しては、本申合せを参考に、可能な限り当該方針に沿って活用することが望ましい。

なお、各研究機関のガバナンスの強化や人事給与マネジメントの改善等との一体的な実施により、当該方針で掲げる目標の達成に向け、戦略的・実効的に取り組むこと。

○目標

※「研究力向上」に係る目標であること

（記載例）

- *研究者が安定して研究に専念できる環境の整備*
- *多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化*

○当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

※　上記に掲げた目標と使途・活用策の関係が明確であること ※　研究「人材」「資金」「環境」機能強化に資する施策であること ※　直接経費から人件費を支出する PI に対するメリットを示すこと

（記載例）

（１）直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究者自身の処遇の改善、応用研究のための研究費配分や研究支援体制の強化等）

（２）若手研究者支援の充実（研究者の新規雇用や若手への重点的な研究費配分等）

（３）共用設備・機器の整備

○執行にあたる留意事項等

※　所属する研究者に対して研究機関として直接経費からの人件費支出を強制しない旨を示すこと ※　実施状況等も踏まえつつ実効性の確保に努めること ※　研究機関における組織改革と一体的に実施する旨を示すこと

（記載例）

- *直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するもので*

あり、機関が強制するものではない
・本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う
・当該方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等（各機関における改革の内容）と併せて取り組むこととする

（別添様式３）

競争的研究費の直接経費からの研究代表者(PI)の人件費支出に係る活用実績報告書（令和〇年度）

１．実施状況

事業名	直接経費から人件費を支出した所属 PI の人数（人）	所属する PI が直接経費から人件費を支出したことにより確保した経費の総額（円）
合計		

２．確保した財源の使途、具体的な活用内容、効果等

（記載例）

・研究者に対して、直接経費から人件費として支出した額の〇%相当を、当該研究の応用に係る研究費として配分し、当該研究者の継続的な挑戦を支援することにより、研究成果の更なる発展に寄与した。（※関連する論文が執筆された等あれば記載ください。）

・間接経費と一体的に活用し、新たに若手研究者を〇名雇用することにより、研究体制の強化を行った。

※　他の経費と一体的に活用することも可能です。その場合はどのような経費と併せて何の取組に活用したか分かるように記載してください。

※　必要に応じて参考資料を添付してください。

３．策定した活用方針や活用実績について、研究機関のホームページ等で公表している場合はその URL を記載してください。

別添５

競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について

令和２年５月 22 日
研 究 振 興 局
科学技術・学術政策局
研 究 開 発 局
高 等 教 育 局

１．制度の概要

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、大学等研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務である。

文部科学省が発表した「研究力向上改革 2019」（平成 31 年４月 23 日）や政府が閣議決定した「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年６月 21 日）においても、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されている。

このため、海外の先行事例も踏まえ、競争的研究費の直接経費の使途を拡大し、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行に係る経費の支出を可能とする制度（以下「バイアウト制度」という）を導入することにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待される。

２．直接経費からの当該経費の支出に関する事項

（１）対象となる事業

文部科学省が所管する競争的研究費の全ての事業を対象とする。

（２）支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PI 本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）の支出を可能とする。また、研究機関においては、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施する。なお、資金配分機関の判断

において、研究分担者も同様にバイアウト経費の支出を可能とすることは差し支えない。

PI は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該 PI が研究費の直接経費により PI 人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

また、各資金配分機関においてバイアウト制度を導入する際に、研究費の規模により、例えば少額の研究課題については、直接経費の一定の割合等をバイアウト経費の支出の上限として設定するなど、必要に応じて、研究の遂行に支障を来さないよう措置を講ずる。

（3）審査等

各資金配分機関は、課題の採択に当たっては、研究費にバイアウト経費が計上されていることのみをもって採択に影響を及ぼすことのないよう、各事業の審査基準に則り適切に審査を行うこととする。

3．所属研究機関において実施すべき事項等

（1）バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとする。

- 講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- 年間に代行出来る上限等
- 代行にかかる経費（料金）や算定基準
- その他、代行のために必要な事務手続き等

（2）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則り当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

（３）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

４．その他

（１）フォローアップ

文部科学省においては、バイアウト制度の活用実績や効果等についてフォローアップを実施し、その結果も踏まえ、必要に応じて内容を見直すこととする。

（２）FAQ の作成

バイアウト制度の導入、実施に当たり、明確にすべき事項が生じた場合には、必要に応じて FAQ を作成して周知する。

５．適用開始日

バイアウト制度は、原則として、令和２年度以降、新たに公募を開始するものから適用し、既に導入している事業では従前の取扱を継続するものとする。ただし、資金配分機関の判断により、令和元年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和２年度以降適用することを可能とする。

競争的研究費の直接経費からの研究以外の業務の代行経費の支出について（バイアウト制の導入）

「研究力向上改革2019」（2019年4月文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月総合科学技術・イノベーション会議）に基づき、海外の先行事例も踏まえ、競争的研究費の直接経費の使途を拡大し、直接経費から、研究代表者（PI:Principal Investigator）が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等）の代行に係る経費の支出を可能とする。

現状・課題

教員の研究に充てる時間割合は減少傾向が顕著（平成14年と平成30年を比較すると約14%減少）研究者が研究に専念できる環境の整備が必要

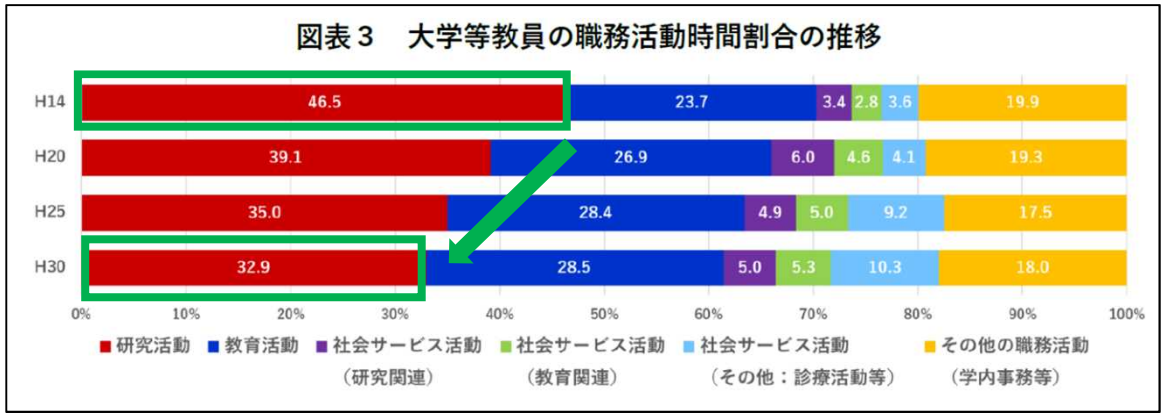

（出典）平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査（文部科学省）

米国のバイアウト実施例

○ 教授（研究者）が外部研究費を獲得した際に、バイアウトを実施して研究時間を増やし、研究成果を上げることに使用。
○ 大学ごとにバイアウト制度に関する仕組みを構築。
○ バイアウト経費は、バイアウトする教授の給与をベースに各大学の決めたレートにより決定。また、複数の外部研究費から合算してバイアウトを行うことも可能。
○ 大学は当該バイアウト経費を原資に代替要員の確保等を行い、授業等の業務の代行を実施。

バイアウト経費算定の例（１科目あたりの料金）
【ジョンズ・ホプキンス大学】
バイアウト経費＝年間給与の４５%*（９ヶ月給与）× バイアウト授業数／担当授業数
＊12ヶ月給与の場合は50%
【ワシントン大学】
バイアウト経費＝各期の給与* × 33%～75%　　＊各期（４期制）単位でバイアウトを実施

制度の仕組み

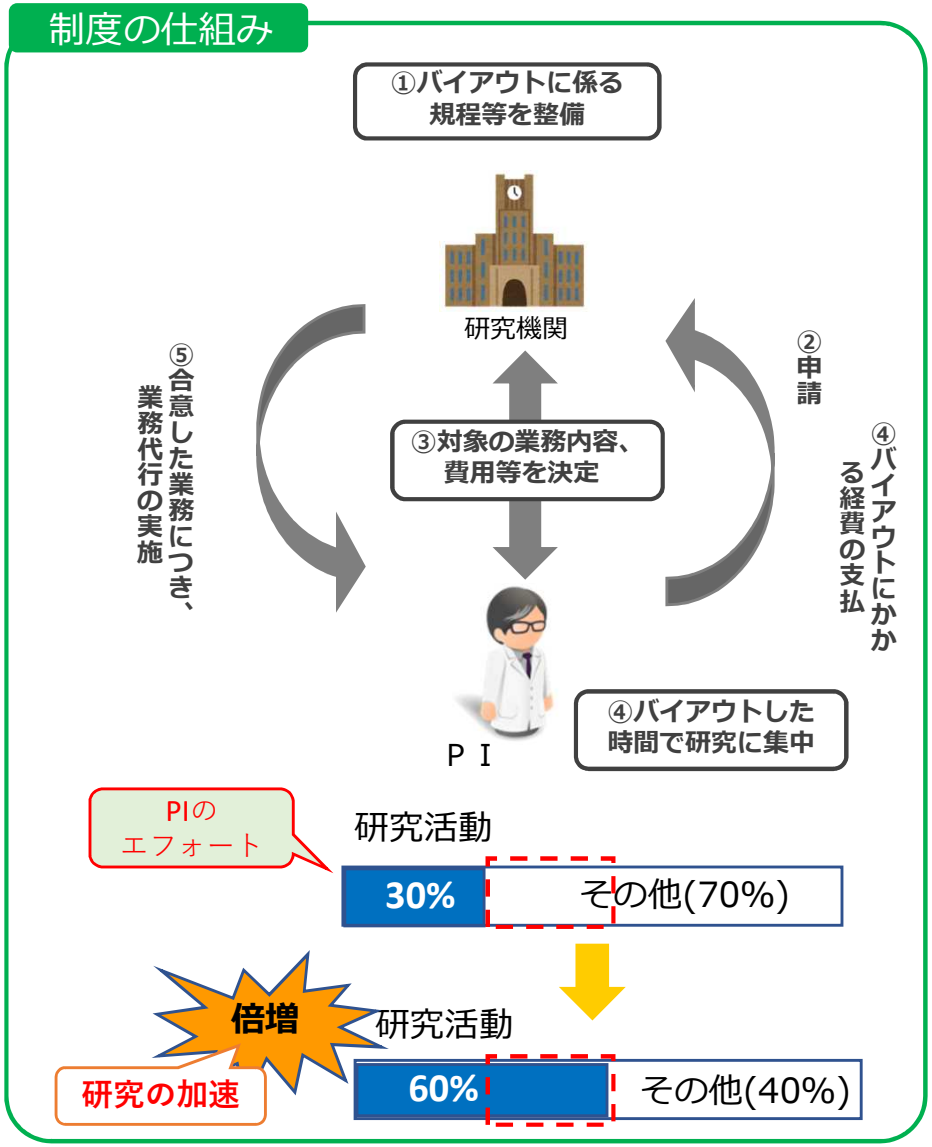

バイアウト実施の流れ（イメージ）

①研究機関がバイアウトに係る規程等を整備

研究機関は、バイアウト制度の導入に当たり必要な事項を定め、バイアウトの実施環境を整える。
例）申請方法、バイアウトが可能な業務内容、バイアウトの際に研究者が支払う金額設定、代替要員の確保方法　等

②規程等に基づき、希望する研究者から研究機関に申請

バイアウトを希望する研究者は、研究機関の規程等に基づき、代行を希望する業務等を明らかにした上で申請を行う。

③申請に基づき、研究機関と研究者間で合意

研究機関と研究者間で、バイアウト対象の業務内容・期間、バイアウトにかかる費用等を決定する。

④決定に基づき、代行の実施・経費支払い

・研究機関は、研究者に対して対象業務の代行を認め、必要な要員の確保等を行い、業務の代行を実施する。
・研究者は、バイアウトした時間を研究活動に充て、研究成果の最大化を目指すとともに、研究機関に対してバイアウトにかかる経費を支払う。

➢ バイアウト経費支出が可能な業務

●所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた①研究活動、②組織の管理運営事務　を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務
（例）教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）
　　診療活動
　　研究成果普及活動　　等

※研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとする。
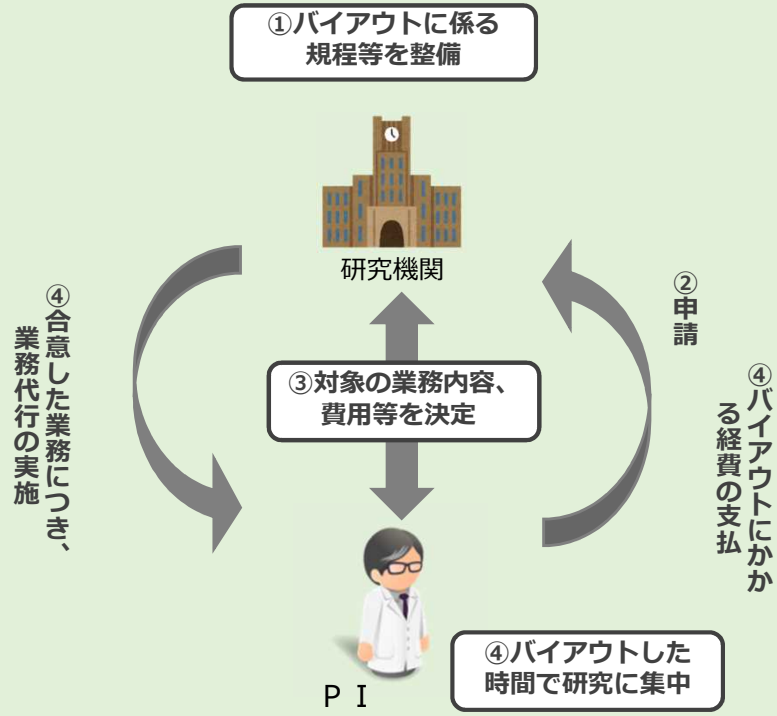
➢ イメージ図